

沖縄県後期高齢者医療広域連合告示 3 号

沖縄県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱を次のように定める。

平成 20 年 4 月 1 日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 知 念 恒



沖縄県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第 32 号。以下「条例」という。）第 17 条及び第 18 条に規定する保険料の徴収猶予及び減免について、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予)

第 2 条 条例第 17 条第 1 項の規定による徴収猶予を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害等における損害率その他、収入の減少率が条例第 18 条の減免に該当するほどの程度ではないと見込まれる場合
- (2) 保険料の納付が、一時的に困難となった場合（6 月以内に状況が改善され、保険料の納付が見込まれる場合）

(徴収猶予の申請)

第 3 条 条例第 17 条第 2 項の規定による保険料の徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書（様式第 1 号）の他に、次の各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 災害等については、消防署、警察署、保険会社等が発行する罹災証明書等
- (2) 長期入院等については、医師の診断書又は入院計画書等
- (3) 事業又は休廃止等については、休廃止していることを証明するに足りる書類、雇用保険受給証明書等
- (4) 干ばつ等の災害による農作物等の不作、不漁等については、これを証明するに足りる書類
- (5) その他広域連合長が必要と認める書類

2 条例第 17 条第 2 項により提出された申請書に対する処分の通知書は、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書（様式第 2 号）、後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書（様式第 3 号）によるものとする。

(徴収猶予の取消)

第 4 条 広域連合長は、保険料の減免を認める事由が消滅した場合又は虚偽の申請その他不正の行為により保険料の徴収猶予を受けた場合は、当該保険料の徴収猶予の一部又は全部を取り消し、その支払いを免れた額を徴収することができる。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予の一部又は全部を取り消したときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(徴収猶予の対象保険料)

第 5 条 保険料の徴収猶予の対象となる保険料については、次のとおりとする。

- (1) 条例第 17 条第 1 項第 1 号に該当する場合 当該徴収猶予の理由となった災害が発生した月から起算して 6 月以内の保険料とする。
- (2) 条例第 17 条第 1 項第 2 号から第 5 号に該当する場合 保険料の徴収猶予申請のあった日の属する月から 6 月以内の保険料とする。

(減免)

第6条 条例第18条第1項の規定による保険料の減免は、次のとおりとする

- (1) 条例第18条第1項第1号に該当し、損害金額（保険金、損害賠償金額等により補填されるべき金額を除く）が10分の3以上であって、かつ、前年中の世帯の合計所得金額が600万円以下であるとき、次の表の区分による割合で減額又は免除する。

前年中の世帯の 合計所得金額の合算額	損害の程度	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
200万円以下	2分の1	全部
200万円を超え 400万円以下	4分の1	2分の1
400万円を超え 600万円以下	8分の1	4分の1

- (2) 条例第18条第1項第2号及び第3号に該当する者のうち、当該年の世帯の合計所得見込金額の合計額が前年の世帯の合計所得金額の10分の3以上減少すると認められ、かつ、前年中の世帯の合計所得金額が600万円以下である者に対しては、所得割額については下記の区分による割合で減額し、均等割額については、当該年の世帯の軽減判定対象所得見込金額の合計額が、条例第14条各号に規定する均等割額軽減基準に該当する場合は、その額を減額する。

前年中の世帯の 合計所得金額の合算額	世帯の合計所得 見込金額の合計 額の減少の割合	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
200万円以下	2分の1	4分の3
200万円を超え 400万円以下	4分の1	2分の1
400万円を超え 600万円以下	8分の1	4分の1

- (3) 条例第18条第1項第4号に該当する者のうち必要があると認められる者で、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であるもので、前年中の世帯の合計所得金額の合算額が600万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）に対しては、所得割額については下記の区分による割合で減額し、均等割額については、当該年軽減判定対象所得見込み金額の合計額が、条例第14条各号に規定する均等割額軽減基準に該当する場合は、その額を減額する。

前年中の世帯の合計所得金額	減額又は免除の割合
200万円以下であるとき	10分の9
200万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え600万円以下であるとき	10分の5

(4) 条例第18条第1項第5号の特別な事情とは、次のとおりとする。

ア 被保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）法第89条に規定する事由に該当する場合

イ その他、第1項各号の規定に準ずるものとして広域連合長が特に必要と認められるとき。
(減免の対象保険料)

第7条 保険料の減免の対象となる保険料については、次のとおりとする。

(1) 条例第18条第1項第1号に該当する場合 当該減免の理由となった災害が発生した月から起算して12月以内の保険料とする。

(2) 条例第18条第1項第2号から第5号に該当する場合 保険料の減免申請のあった日の属する当該賦課年度内の保険料とする。ただし、被保険者が前条第1項第4号アに該当する場合においては、当該事由が生じた後に到来する納期に係る保険料のうち、当該事由に該当する期間の保険料を免除する。

(保険料の減免申請)

第8条 条例第18条第2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第5号）の他に、次の各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

(1) 災害等については、消防署、警察署、保険会社等が発行する罹災証明書等

(2) 長期入院等については、医師の診断書又は入院計画書等

(3) 事業又は休業等については、休業していることを証明するに足りる書類、雇用保険受給証明書等

(4) 干ばつ等の災害による農作物等の不作、不漁等については、これを証明するに足りる書類

(5) 法89条の規定による保険給付の制限については、在監証明等の拘禁されていることを確認できる書類

(6) その他広域連合長が必要と認める書類

2 条例第18条第2項により提出された申請書に対する処分の通知書は、後期高齢者医療保険料減免決定通知書（様式第6号）、後期高齢者医療保険料減免却下通知書（様式第7号）によるものとする。

(減免の取消)

第9条 広域連合長は、保険料の減免を認める事由が消滅した場合又は虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた場合は、当該減免の一部又は全部を取り消し、その支払いを免れた額を徴収することができる。

2 前項の規定により保険料の減免の一部又は全部を取り消したときは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。